

まっかり温泉整備及びユリ園コテージ新築事業設計・施工一括発注プロポーザルにおける優先交渉権者及び審査経過の公表について

1. 優先交渉権者

瀬尾・村上経常建設共同企業体

2. 選定の概要

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式を採用し、参加資格を満たす者の公募を行った。

村職員及び学識経験者により構成される「まっかり温泉整備及びユリ園コテージ新築事業に係るプロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会の審査により優先交渉権者を選定した。

(2) 応募者

瀬尾・村上経常建設共同企業体ほか1件の2者から参加表明書等が提出された。

(3) 事前審査

応募者から提出された参加表明書等の書類について、「まっかり温泉整備及びユリ園コテージ新築事業設計・施工一括発注プロポーザル募集要項」（以下「募集要項」という。）に基づき、参加資格の審査を行った。

応募者は、参加資格を満たす者と認められたため、技術提案書等の提出を要請した。

※1者については、条件を満たしていなかったため辞退届けが出された。

(4) 技術提案の審査

提出された提案書の内容等について審査委員会を開催し、募集要項等に基づき審査を実施した。

審査の結果、「瀬尾・村上経常建設共同企業体」を優先交渉権者として選定した。

3. 審査結果

募集要項等に基づき評価を行った結果を下表に示します。

選定結果	技術提案者
優先交渉権者	瀬尾・村上経常建設共同企業体